

○中之条町防犯灯設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の各行政区が夜間における犯罪等の防止及び交通の安全確保を図るため、防犯灯の設置に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中之条町補助金等に関する規則(平成22年中之条町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の対象となるものは、行政区で維持管理を行う防犯灯で次に掲げるものとする。

- (1) 新たに防犯灯を設置するとき。
- (2) 既設の防犯灯の一部が破損または機能を果たさないときの器具の一部交換
- (3) 既設の防犯灯が破損または機能を果たさないときの器具一式の交換
- (4) 既設の防犯灯の支柱が、腐食等により周囲の危険を伴うときの支柱の交換
- (5) 既設の防犯灯等の防犯上必要な移設
- (6) 器具・支柱の新設・交換は新品に限る
- (7) 前6号に定めるもののほか、町長が認めるとき。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

種 別	補助金額		備 考
	蛍光灯型	LED型	
器具一部交換	—	5,000円	防犯灯の器具の一部を交換した場合 (電球・センサー・笠カバー等の交換)
器具一式交換	6,000円	10,000円	防犯灯の器具一式を交換した場合
共架新設	12,000円	16,000円	既設の電柱(東電・NTT・その他)に新設した場合
支柱込み新設	25,000円	29,000円	既設の電柱(東電・NTT・その他)がない所へ新たに柱を建て防犯灯を新設した場合
支柱交換	20,000円		既設の柱(東電・NTT柱は除く)が腐食等により危険が生じ、支柱のみを交換した場合
防犯灯一式の移設	12,000円		既設の電柱(東電・NTT・その他)が何らかの理由が生じ、別の場所へ防犯灯一式を移設した場合
器具の移設	6,000円		既設の電柱(東電・NTT・その他)が何らかの理由が生じ、別の電柱等へ防犯灯のみを移設した場合

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする行政区の区長（以下「区長」とする。）は、防犯灯設置等補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費が分かるもの（請求書の写及び領収書の写）
- (2) 設置位置図(概略図)

(交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定し、決定後速やかに区長に防犯灯設置等補助金交付決定通知（別記様式第2号。以下「決定通知」という。）を通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 町は前条に規定する決定通知を通知後、速やかに申請書に記載された振込先金融機関の口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付決定後において、この要綱に違反又は虚偽等を行ったとき、町長は、交付を取り消し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。（その他）

第8条 その他必要な事項については、町長が定める。

この要綱は、令和2年10月1日より施行する。

なお、この要綱の補助対象となるものは、令和2年4月1日以降に実施したものを対象とする。